

●香川県公告第五百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年九月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コメリ 新潟県新潟市清水四五〇一番地一
大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五
株式会社ベスト電器 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三二〇番一ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ゲオ

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

変更後 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午前二時

二 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 駐車区画A 午前零時から午後十二時まで

駐車区画B 午前六時三十分から午後十時三十分まで

変更後 駐車区画A 午前零時から午後十二時まで

駐車区画B 午前六時三十分から午後十時三十分まで

駐車区画C 午前六時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成十七年八月二十七日

5 変更する理由

顧客の利便性向上のため

二 届出年月日

平成十七年八月二十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年九月六日（火曜日）から平成十八年一月六日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年一月六日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ